



トピックス

「最低賃金の改定」



令和5年10月より最低賃金が上がります。

24都道府県で、40円を超える最低賃金の答申がなされており、全国加重平均で見ると昨年度から43円引上げの1,004円となっております。

広島県は970円となり、10月1日より変更となります。

<月給目安(地域:広島)>

月平均所定労働時間	月額	月平均所定労働時間	月額
160.0時間	155,200円以上	171.0時間	165,870円以上
165.0時間	160,050円以上	172.0時間	166,840円以上
170.0時間	164,900円以上	173.0時間	167,810円以上

法改正

「白ナンバーのアルコールチェック 12月義務化決定」

令和4年10月からの道路交通法の施行規則の改正で、令和4年10月よりアルコール検知器を使用した白ナンバーのアルコールチェックの義務化が開始される予定でしたが、世界的な半導体不足の影響で検知器の供給が間に合わないとして延期されてきました。

警察庁では検知器メーカーでつくる団体や義務化の対象となる事業者への調査等で、今年の12月までに十分な台数が供給される見通しと判断し、令和5年12月1日より義務化されることが正式発表されました。

- ▶ 検査が義務付けられるのは白ナンバーを5台以上か、定員11人以上の車を1台以上使う事業者。
- ▶ 運転前と運転後に検査して内容を記録し、1年間保存する。

●運転手に対する行政処分

区分	状態	基礎点数	処分
酒気帯び運転	呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満	13点	免許停止 期間90日
	呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上	25点	免許取消し 欠格期間2年

●運転手および企業に対する罰則

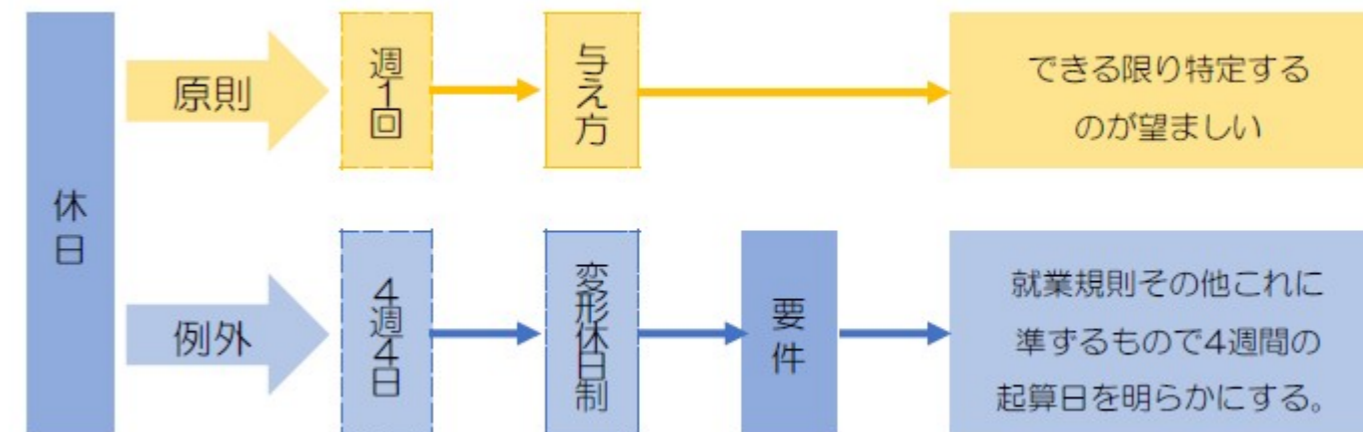
罰則対象	車両等を運転した者 (運転者)	車両等を提供した者 (事業所、管理者)	酒類を提供した者又は 同乗した者
運転者が酒気帯び 運転をした場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

人事・労務

「休日の基礎知識」



- 休日とは ⇒ 労働者が労働義務を負わない日
使用者は、労働者に毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません = 法定休日
※上記が難しい場合には「4週を通じ、4日以上の日を休ませればよい」という例外あり



- 1週間の起算日
 - 就業規則で定めあり ⇒ 定めた日(曜日)が週の起算日
例) 週の起算日は月曜日とする。
 - 就業規則で定めなし ⇒ 日曜日
- 法定休日の定め
 - 就業規則で定めあり ⇒ 定めた日とその1週間の法定休日
例) 法定休日は日曜日とする。
 - 就業規則で定めなし ⇒ 週休2日制を採用している場合で、週においていずれの日も労働したときは、当該暦週において後順の曜日の日の労働が法定休日労働となる。



日	月	火	水	木	金	土
	休				休	

上記の場合、後の方の金曜日が法定休日となる(割増率3割5分以上)
※法定休日以外の休日を「所定休日」という。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

